

定住促進制度

—住宅の取得で奨励金を交付します—

市では、定住の基盤となる持ち家取得を奨励するため、住宅建設等に対する奨励金や、中古住宅の取得、住宅の建て替え時に必要となる解体撤去費用の一部助成など、これまでの制度をパワーアップしました。

☆最大**500**万円の奨励金を交付☆

パワーアップ!

(市が指定する住宅用地※に新築した場合)

奨励金の交付要件と交付額

新 築



基本要件	5年以上歌志内市に定住を確約される方 税金等の滞納がない方(同一世帯員を含む)
対象区域	市内全域
交付対象	居住の用に供し個人が所有する居住面積50㎡以上の住宅で、新築又は建売住宅を購入された方

加 算 要 件	
1	市内建設業者に発注 市内建設業者より購入
2	二世帯住宅の場合
3	建て替えのため、住宅を市内建設業者により解体撤去した場合 費用の2分の1以内、50万円を限度
4	市が指定する住宅用地 市が分譲している東光団地

※ 交付対象費用には消費税を除きます。

加算要件1 市内建設業者一覧

建設業者名	電話番号	施工可能種別	
		建 築	住宅解体等
(株)和泉組	42-3148	○	○
水島建設工業(株)歌志内支店	42-3181	○	○
西出興業(株)歌志内営業所	42-4309	○	○
むらかみ建設(株)歌志内出張所	42-4436	○	○
(株)葛西建設工業	42-5118	○	○
加藤建設(株)	42-2645	○	○
(株)吉田組	42-2377	○	○
(株)藤樹園	42-2239		○

※ 上記以外の個人事業者等も工事金額や建設面積によって対象となります。

中古住宅

基本要件、対象区域とも新築と同様	最大 100万円 転入者 150万円
交付対象	居住面積が50㎡以上で居住の用に供された住宅を購入 (限度額:費用の2分の1以内、1,000円未満切捨て)

注意事項

- ・当該住宅に入居した日から起算して1年以内に申請してください。
- ・奨励金の交付可否については、内容を審査のうえ決定します。
- ・虚偽の申請や奨励金の交付を受けた日から5年未満で市外へ転出若しくは市内転居、又は当該住宅を譲渡若しくは貸与した場合等は、奨励金を返還していただきます。
- ・奨励金は、一時所得となります。その他、税についてくわしくは、税務署又は市役所市民課にご相談ください。

■ 申請書や関係書類の提出が必要となりますので、くわしくは下記までお問い合わせください。

【問合せ先】 歌志内市役所 企画財政課 企画広報グループ

電話(0125)42-3214 FAX(0125)42-4111